

松戸市制限付き一般競争入札の実施について

総合政策部 広報広聴課

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

記

- 1 業務名称 松戸市公式ホームページバナー広告取扱業務
- 2 貸付対象 ・松戸市公式ホームページのトップページ下部のバナー広告枠貸し付け(18枠)
・図書館ホームページのトップページ下部のバナー広告枠貸し付け(10枠)
- 3 貸付期間 契約締結日の翌日から令和9年11月30日まで
(契約締結日の翌日から令和6年11月30日までは準備期間とする)
- 4 貸付概要 「松戸市広告掲載要綱」及び「松戸市バナー広告掲載取扱要領」に従うこと。なお、掲載しようとする場合は、事前に本市の審査を受けなければ掲載できない。
- 5 予定価格 事後公表(予定価格に達しないときは、再入札となります)
- 6 事業担当部課 総合政策部 広報広聴課 (連絡先: 047-366-7320)
- 7 入札参加資格要件
 - (1) 令和6・7年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登録され、「広告・催事」部門に登録があること
 - (2) 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準(昭和62年松戸市訓令甲第1号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと
 - (3) 過去5年以内に国、地方公共団体が発注した広告代理店業を履行した実績を有すること
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の開札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - エ 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - カ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で入札参加申込みをすることはできない
 - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

8 申請に関する事項

入札参加を希望する者は、次のとおり申請をして、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和6年8月26日 10時から 令和6年9月6日 17時まで

(2) 申請方法

申請期間中に直接松戸市役所広報広聴課へ持参するか、郵送で申請すること

※郵送の場合は、9月6日(金)17時必着

(3) 提出書類

市指定用紙とあるものについては、松戸市公式ホームページからダウンロードすること

ア 松戸市制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書(市指定用紙)

イ 特定関係調書(市指定用紙)

ウ 技術者の要件を満たす資格証等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上)を示す書類(原則として健康保険被保険者証)の写し

エ 実績を証する契約書で概要の解る記載部分の写し

オ その他入札参加資格要件を満たすことを証明するために必要と認める書類

カ 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、本事業の公告の日を含めて3か月以内の法人市民税又は市・県民税、固定資産税の納税証明書の写しを提出すること

※ 松戸市税を完納していない場合、入札参加の申請はできない。

9 競争参加資格確認通知等

(1) メール又はFAXにより競争参加資格確認通知を令和6年9月17日に通知する

(2) 資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、総合政策部広報広聴課へその詳細な理由を求めることができる。その説明を求める場合は、資格審査結果通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出することができる

(3) 競争参加資格確認通知から入札日までの間に第7項の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、本事業の入札に参加することはできない

(4) 競争参加資格確認通知後、原則として入札を辞退することはできない

10 契約条項等を示す場所

(1) 仕様書等を示す場所

松戸市公式ホームページ

(2) 仕様書等を示す期間

令和6年8月26日10時から令和6年9月6日17時まで

(3) 仕様書等の入手方法

松戸市公式ホームページからダウンロードすること

(4) 仕様書等に関する質疑方法

仕様書等に関し質疑のある場合は、下記により質疑を提出することができる。

ア 質疑提出期間

令和6年8月26日 10時から 令和6年9月6日17時

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市 広報広聴課: mckouhou@city.matsudo.chiba.jp

ウ 質疑回答日

令和6年9月17日 17時までに回答する

※ 質疑がない場合は回答しない。

11 入札方法

入札書に記載する金額は、月額で見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額とする。

- (1) 方法 紙入札による
- (2) 提出書類
 - ・ 入札書
 - ・ 委任状（必要な場合）
 - ・ 使用印鑑届兼委任状（契約課に提出している書類）の写し

12 入札日時場所 令和6年9月27日13時30分 松戸市役所 9F入札室

13 開札立会人

開札は入札参加該当業者を対象に公開で行うものとする。なお、開札に重大な支障を及ぼす恐れがある場合、その他公開しないことが必要であると認められた場合には非公開で行うこともある。

14 入札保証金

入札に参加しようとする者は、松戸市財務規則第129条の規定に基づき、見積もる契約金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者が本事業の公告の日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 本事業の公告日前日から過去10年以内において本事業と同種の公共事業を1件以上誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる

15 支払条件

- (1) 各年度の指定の期日までに、納付書により当該年度分を一括納付
- (2) 前払金 無
- (3) 部分払 無

16 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上の額を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- (2) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、本事業の契約を確実に履行するものと認められるとき
※ 公告日前日から過去2年間に同種で同規模以上の公共事業を履行した実績を証する書類の写し（契約書の当該部分、事業内容の記載部分）を添付すること。
- (3) 契約の相手方が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき

17 入札の中止

- (1) 入札時に1者以外欠席の場合においては、原則として入札を中止とする
- (2) 入札の執行は、市の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする

18 入札の無効

松戸市財務規則第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 内訳書の提出を条件とする入札において、事業費内訳書(市指定用紙)の提出がない入札
- (5) 事業費内訳書記載項目の事業名称・事業場所を誤記入した入札
- (6) 事業費内訳書の内訳項目それぞれの金額の合計額が誤っている入札
- (7) 入札額と事業費内訳書の価格が異なる入札
- (8) FAX、郵便、電報及び電話による入札
- (9) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (10) 明らかに連合であると認められる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

19 落札者の決定

- (1) 本事業は、予定価格の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする
- (2) 2人以上の者が落札価格とすべき同一価格の入札をした場合においては、くじにより落札者を決定する

20 落札価格の決定

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)をもって落札価格とする。

21 入札に係る問い合わせ先

松戸市 総合政策部 広報広聴課

電話番号：047-366-7320 FAX番号：047-362-6162

Eメール：mckouhou@city.matsudo.chiba.jp